

**附属書[2-1] 固定式泡消火装置又は固定式甲板泡装置に使用する
泡原液(耐炭化水素系可燃性液体)の要件**

1. 比重は、20℃において 1.12 以上であること。
2. 動粘度は、-7℃において 6%泡原液にあつては 100 センチストークス以下、3%泡原液にあつては 200 センチストークス以下であること。
3. PH 価は、20℃において 6 以上 7.5 以下であること。
4. 沈でん物は、0.1%以下であり、かつ、海水又は清水と混合してもそれ以上発生しないこと。
5. 65℃の温度で 24 時間保存されていても 1 から 4 までの性状に変化が認められないこと。
6. 海水又は清水に 6%泡原液にあつては 6～7%、3%泡原液にあつては 3～4%の濃度で泡原液を混合発泡させた場合、放水量の 6 倍以上 12 倍以下の泡を発生するものであること。
7. 次の消火試験に適合するものであること。
 - (1) 760l の水及び 570l のガソリンを入れた皿(大きさは、長さ、幅又は深さがそれぞれ 3.05m、3.05m 又は 0.61m とする。)に点火してガソリンを燃焼させて 1 分経過後、この泡原液より得られた泡(22.8l/min の放水量を有する標準泡ノズルを用いて発生させたもの)をその皿上の火災を超えて皿背部の直立鉄板に放射させて流下させ、かつ、燃焼表面に広がらせた場合、その泡の効果が燃焼表面を覆うのに 2 分以内、火災を制御するのに 4 分以内、完全消火ができるまで 5 分以内であること。
 - (2) 上記の方法により泡を 5 分間放射したのち、別の炎を泡表面に近づけても引火再発火しないこと。
 - (3) (1)の方法による泡放射終了後から 15 分経過後において、泡の層を皿の中央で 150mm×150mm の角形に切り取り油面を露出させたのち、その油面を 5 分間燃焼させた場合、その露出面が 610mm×610mm 以上に拡大しないこと。

(注 1) 本附属書に基づき海水を用いて試験を行う場合、次の成分構成を有する合成海水を用いて差し支えない。附属書[2-2]、[2-3]及び[2-4]において同じ。

塩化マグネシウム	1.10%
塩化カルシウム	0.16%
無水硫酸ナトリウム	0.40%
塩化ナトリウム	2.50%
清水	95.84%

(注 2) 6 の発泡倍率の確認に使用する放水ノズルは、170l/min、ノズル圧 3.5kg/l のものを標準とする。附属書[2-2]及び[2-3]において同じ。